

発電側基本料金の見直しについて (日本風力発電協会 (JWPA) 提出資料)



2020年12月15日

一般社団法人 日本風力発電協会
(Japan Wind Power Association)

<http://jwpa.jp>

発電側課金に対する当協会（JWPA）の意見

- 「発電側課金」の導入については、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた新たな電力ネットワークに資することを前提として基本的に賛同
- 発電側課金の制度を新設するにあたり、以下に留意した制度設計が不可欠

<不可欠要件>

- 要件1：発電側課金の算定方法は、従量制（kWh）とする
- 要件2：接続契約申込済みFIT認定案件を含む、全てのFIT認定案件については、調整措置の対象とする

要件1：発電側課金の算定方法は、従量制（kWh）とする理由（1/2）

- 世界的な地球環境への取り組みなどを踏まえ、今後目指していく時代・社会を前提とした制度設計とすべきであり、ファーム接続の電源を前提とした議論とすべきではない。
- また、本件は広域運用の拡大を念頭に老朽化した流通設備の更新や再生可能エネルギーを中心とした新規電源立地に伴う系統整備と託送料金の負担先のリバランスの議論と認識。従前検討されてきた基本料金の構成に、ノンファーム接続と相性の悪い固定額基本料金制（kW）を追加することは制度の無用な複雑化を招き、将来的な追加改正の際のハードルにもなりかねない。
- 2021年1月から始まるノンファーム型接続の全国展開などコネクト＆マネージの段階的導入が進められており、送電線容量を超える電源が接続権を確保することに移行し、送電線容量と発電設備容量には乖離が生じ、今後も拡大していくことが想定されている。これにより固定額基本料金制（kW）では費用負担の前提（容量ベース）と実際の系統運用（実潮流ベース）で差が生じ、受益者負担の整理が複雑・困難となる懸念がある。

要件1：発電側課金の算定方法は、従量制（kWh）とする理由（2/2）

- 固定額基本料金制（kW）では、設備利用率の低い再エネ電源は相対的に負担額が大きくなり、再エネの導入促進にはブレーキをかけることになる。受益者負担の原則に加えて、再エネの主力電源化、2050年カーボンニュートラルを目指すのであれば制度設計の抜本的見直しをお願いしたく、発電側課金による再エネ導入の妨げにならぬよう従量制（kWh）での課金を採用いただきたい。
- 火力等と再エネ電源は、発電所の設備利用率が大きく異なり、電源間の公平性が保てない。2030年石炭火力のフェードアウトを掲げている中で、例えば、CO₂排出係数は大きいがコスト面から設備利用率の高い既存の火力電源にインセンティブを与えることは時流に逆行することにならないか。
- 地域分散型電源の議論と電力大消費地のカーボンフリー化の議論は分けて議論すべきではないか。消費地に近い発電所への課金の割引は、エネルギー賦存量の大きな地域への風力発電の立地に対して課金の割り増しを示すことになり、風力発電（特に洋上風力発電）の導入の妨げにならないか。

要件2：全てのFIT認定案件については、調整措置の対象とする理由

- 風力発電所の売上高の5%に相当する発電側への固定額基本料金（kW）を、事業収支計画が確定した後で課すと収支計画が大きく変化し、発電事業の継続を担保出来なくなる案件や再投資を目的とした利益余剰金の蓄積が不可能となる発電所が続出することが予見される。
- 日本の制度設計に対する国際的評価にも影響が及び、国内外の金融機関からの評価も心配され、日本における再エネへの投資の減速を招くこととならないか。

今後の議論に向けた当協会（JWPA）の要望

- 今回のヒアリングは見直し案を提示いただいておらず、当協会としては「発電側課金」の導入が検討されることを前提とし、意見・要望を申し述べている。そのため、今後、見直し案が提示された際には改めてヒアリングを実施いただきたい。
- これまでの議論では明確にされなかった下記の事項について、見直し案を予め明確に提示いただいた上で議論を進めていただきたい。
 - 個別電源ごとの負担水準
 - 小売側課金の減額分を発電事業者に戻す仕組み（転嫁の確実な担保）
 - 小売電気事業者が市場調達する場合の転嫁の確実な担保の仕組み

(参考) 発電側基本料金に関するJWPAの基本スタンス (2018年11月7日)

- 「発電側課金」の導入については、再生可能エネルギー導入拡大に向けた新たな電力ネットワーク構築に資することを前提として基本的に賛同する。但し、FIT電源については2020年度末までにFIT制度の抜本見直しを控えていることから、現行FIT制度の大枠継続を前提に、早期に以下の通り決定されることを希望する。

1. 発電側課金の導入までに接続契約申込済みのFIT電源（FIT買取開始済み電源を含む）に対する実質的な事後的課金の回避

2. 発電側課金の導入後に接続契約の申込みを行うFIT電源に対する適切な調整措置（例：課金分を全額補填する仕組み等）の適用

- 予め法定された固定価格で買い取られるFIT電気は、発電側課金による追加コストを価格に転嫁することができないため、託送料金制度変更による事後的課金は、電源の経済性に悪影響を与え、投資家からの訴訟や国際仲裁のリスクとなり、投資環境として海外から日本に対するマイナス評価にもつながるとともに、金融機関及び国内投資家に萎縮効果を与えると考えられる。
- したがって、接続契約申込済みのFIT電源およびFIT買取開始済み電源でFIT買取期間中のものについては実質的な事後的課金を回避すべきであり、発電側課金の導入後に接続契約の申込みを行うFIT電源と共に、FIT買取価格とは別に全額補填する仕組み（発電側基本料金導入に伴う託送料金リバランスによる小売側課金の減額分を発電事業者に戻す仕組みなど）を適用すべきである。なお、新たに接続契約の申込みを行うFIT電源については接続契約締結時点でFIT買取期間中の課金に関する条件（料金単価等）を確定すべきである。
- なお、FIT電源以外の電源のうちノンファーム型接続の電源については、今後の制度設計次第では実際の系統利用実績に応じた従量料金のみとすることが適切となる可能性があり、制度設計と並行して十分な議論をお願いしたい。